

決議案第 2 号

令和 6 年度政務活動費の返還事案について説明責任を果たすことを求める決議

上記決議を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

提出者	海老名市議会議員	戸 澤 幸 雄
賛成者	同	倉 橋 正 美
同	同	森 下 賢 人
同	同	松 本 正 幸
同	同	宇田川 希
同	同	田 中 ひろこ
同	同	吉 田 みな子
同	同	葉 梨 之 紀
同	同	三 宅 紀 昭
同	同	た ち 登志子
同	同	藤枝 ふみひこ
同	同	大 下 久 美
同	同	大 塚 真 樹
同	同	星 伸 一
同	同	ありい あいこ
同	同	さ の る み
同	同	森 英 之

令和6年度政務活動費の返還事案について説明責任を果たすことを求める決議

令和6年度の政務活動費の支出に関し、住民監査請求書が提出され、監査手続が進む過程において、当時の海老名維新の会の代表者であった伊左次雄介議員から、広報費相当額226,300円が自主返還された。当該返還により、請求人が主張していた支出に伴う市への損害は消滅したものとされ、住民監査請求は棄却されている。

しかしながら、政務活動費を返還したことをもって、その支出に至った経緯や使途についての説明責任までが消滅するものではない。本市議会では、本件について伊左次雄介議員から説明を受けたものの、その説明内容と監査結果等において確認された内容との間に整合しない点があると受け止められることから、さらなる説明を求めてきた。その後、伊左次雄介議員から体調不良を理由とする欠席届が提出されたことを受け、健康上の事情にも配慮しつつ、議長による面談、議員全員協議会における質疑、書面による質問及び再質問等、可能な方法により説明を求めてきたところである。しかし、これまでの説明及び回答をもってしても、事実関係や経緯が十分に明らかになったとは言い難い。

政務活動費は、市民の税金を原資とする公金であり、その使途について高い透明性が求められるとともに、これを使用する議員及び会派には、市民に対してその内容を明らかにする説明責任がある。

とりわけ本件については、当該支出が自主返還されているものの、返還という金銭的な処理によって、支出の適否、確認責任及び管理責任に関する疑念が解消されるものではない。これまでの説明と、監査結果等で確認された関係資料、作成部数、配布地域等との間には整合しない点があると受け止められることから、当該支出が行われた経緯及び事実関係並びにこれまでの説明との相違について、当事者自らが明らかにする必要がある。

これらの点について明確な説明がなされないままでは、市民の疑念は解消されず、議会全体の信頼回復にもつながらない。本市議会としても、市民から負託を受けた議

会に対する信頼及び政務活動費制度に対する信頼を確保するため、この問題を曖昧なまま看過することはできない。

よって、本市議会は伊左次雄介議員に対し、健康上の事情には十分配慮しつつ、書面、資料提出その他可能な方法により、本件政務活動費の支出及び返還に至った経緯並びにこれまでの説明との相違について、速やかに、具体的かつ丁寧な説明を行い、市民及び議会に対する説明責任を果たすことを強く求める。

以上、決議する。

令和8年9月30日

海老名市議会